

大阪府在住 及び 他府県在住の
高校 1 年生 保護者の皆様 へ

清風南海高等学校

国の就学支援金の収入状況届出書及び 大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金の申請について、

保護者の皆様方には添付書類をご精読の上、該当する方は提出期限等に留意して手続きを行ってください。なお、支給の要件となる市町村民税の所得割額については、「制度説明」の A～C のランクの方は就学支援金と府授業料支援補助金と合わせ年間 5 8 万円を上限に補助金が交付されます。また、今年度からは、市町村民税所得割額が「D」又は「E」ランクで同一保護者に扶養されている私立高等学校生等が 3 人以上いる世帯（詳細はお知らせ P 2 を）は授業料の保護者負担額が異なります。

記

- 1 提出書類
 - ① 受給資格認定申請書（初回時）
平成 28 年度課税分(平成 27 年所得)で、新たに受給資格に該当した方
 - ② 収入状況届出書（2 回目以降）
平成 28 年 4 月就学支援金受給資格認者の方
※①・②とも他府県在住の生徒も提出してください。(届出書の提出がない場合は、国の就学支援金も受給できなくなります。)
※①・②は同一文書になっていますが、4 月で受給資格がなかった方で今回申請される方は①の申請書に、受給資格者認定のある方は②の収入状況届出書になります。
 - ③ 授業料支援申請書（別添の「お知らせ」P 4 を使用してください。）
- 2 添付書類
 - ① 市町村民税所得割額を証する書類（課税証明書等（写し可）。以下同じ。）
「平成 27 年度課税分（平成 26 年所得）」（4 月申請時に提出済みの方は不用です）と「平成 28 年度課税分（平成 27 年所得）」が必要です。
4 月～6 月分は「平成 27 年度課税分」、7 月～翌年 6 月分は「平成 28 年度課税分」の市町村民税所得割額で判定します。
判定には、市町村民税所得割額が保護者（親権者）合算でそれぞれのランクの所得割額未満の者となります。
 - ② 父母とも市町村民税所得割がある場合は、2 名分の書類が必要です。
 - ③ 一人親の場合で、課税証明書等の寡婦（寡夫）控除欄に表示がない場合は、「申請書」裏面の「添付書類の申立書」の該当欄にチェックし、申立て内容を記入してください。
 - ④ 「D」又は「E」ランクで同一保護者に扶養されている私立高等学校生が 3 人以上いる世帯の場合は在学(在校)証明書と健康保険証の写し
* 国民健康保険加入者は国民健康保険証に代えて、世帯全員の住民票(続柄表記のもの)を、
また、いわゆる浪人生の場合は予備校等の在校証明又は教育費負担費かかる申出書を提出
してください
- 3 提出期限 **平成 28 年 7 月 15 日（金）** 【期限厳守】
- 4 提出先 学校事務室（郵送されても構いません。）

その他わからないことがありましたら事務室までお問い合わせください。

【お問い合わせ】
事務室 担当 奥野
☎072-261-7761